

習志野市環境保全条例施行規則 別表第4 規制基準（水質汚濁抜粋）

2 水質汚濁に係る規制基準

習志野市域における全ての公共用水域において、中欄に掲げる項目ごとに、右欄に掲げるとおりとする。

番号	項目	許容限度
1	色	受け入れる水を著しく変化させるような色がないこと。
2	水素イオン濃度	6.0以上8.5以下
3	生物化学的酸素要求量	10ミリグラム
4	化学的酸素要求量	10ミリグラム
5	浮遊物質	20ミリグラム
6	大腸菌群数	3,000個
7	カドミウム及びその化合物	0.01ミリグラム
8	シアン化合物	検出されないこと
9	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
10	鉛及びその化合物	0.1ミリグラム
11	六価クロム化合物	0.05ミリグラム
12	砒素及びその化合物	0.05ミリグラム
13	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.0005ミリグラム
14	アルキル水銀化合物	検出されないこと
15	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
16	トリクロロエチレン	0.3ミリグラム
17	テトラクロロエチレン	0.1ミリグラム
18	ジクロロメタン	0.2ミリグラム
19	四塩化炭素	0.02ミリグラム
20	1,2—ジクロロエタン	0.04ミリグラム
21	1,1—ジクロロエチレン	1ミリグラム
22	シス—1,2—ジクロロエチレン	0.4ミリグラム
23	1,1,1—トリクロロエタン	3.0ミリグラム
24	1,1,2—トリクロロエタン	0.06ミリグラム
25	1,3—ジクロロプロペン	0.02ミリグラム
26	チウラム	0.06ミリグラム
27	シマジン	0.03ミリグラム
28	チオベンカルブ	0.2ミリグラム
29	ベンゼン	0.1ミリグラム

30	セレン及びその化合物	0.05ミリグラム
31	ほう素及びその化合物	10ミリグラム
32	ふつ素及びその化合物	8ミリグラム
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	50ミリグラム
34	1,4-ジオキサン	0.5ミリグラム
35	ダイオキシン類	10ピコグラム—TEQ
36	フェノール類含有量	0.5ミリグラム
37	銅含有量	1ミリグラム
38	亜鉛含有量	1ミリグラム
39	溶解性鉄含有量	1ミリグラム
40	溶解性マンガン含有量	1ミリグラム
41	クロム含有量	0.5ミリグラム
42	窒素含有量	16ミリグラム
43	リン含有量	2ミリグラム
44	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	2ミリグラム
45	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3ミリグラム

備考

- 1 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。
- 2 単位は、水1リットル中におけるその物質の量を示す。ただし、水素イオン濃度については水素イオン指数とし、大腸菌群数は、1立方センチメートルにつきその数を示す。
- 3 「検出されないこと」とは、備考6に規定する方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の7の項から35の項までに掲げる以外の許容限度は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である工場又は指定作業場に係る排出水について適用する。
- 5 化学的酸素要求量についての許容限度は、し尿処理施設を有する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 6 各項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 色 日本工業規格K0102の11に定める方法
 - (2) ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第2条第1項に規定する方法
 - (3) その他の項目 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定により環境大臣が定める方法